



売りたいときも、買いたいときも

空き家診断

プロのチェックで空き家に安心を!!

1. 空き家診断とは？

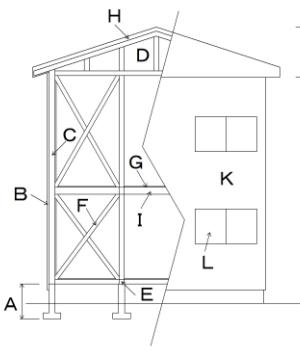
建築士が空き家の基礎、外壁などに生じているひび割れ、雨漏り等の劣化・不具合の状況を把握するための調査です。

※劣化・不具合に関して、原因の特定や劣化等がないことの証明を行うものではありません。

※空き家診断は、既存住宅状況調査技術者講習登録規程第2条第4項に規定する既存住宅状況調査のことです。劣化事象が無い等の一定の条件を満たす場合、既存住宅売買瑕疵保険の現場検査を省略できる場合があります。（取扱いは、空き家診断を行う事業者により異なります。）

2. 調査対象部分は？

※目視可能な範囲で調査します。



基礎	A
壁	B
柱	C
小屋組	D
土台	E
斜材	F
床板	G
屋根版	H
横架材	I
屋根	J
外壁	K
開口部	L

3. 空き家診断のメリットは？

売主側

- ① 引渡し後のトラブル回避！
- ② 競合物件との差別化が図れる！

買主側

- ① より安心して購入の判断ができる！
- ② メンテナンスの見通しが立てやすい！



補助概要

補助内容

空き家診断費用の一部に対して助成

補助対象空き家

ふくい空き家情報バンクに登録するまたは既に登録している一戸建て住宅の空き家

補助対象者

補助対象空き家の所有者（購入予定者含む）

補助金額

空き家診断費用の2／3 上限額 35,000円

各市町の実施状況

福井市、敦賀市、大野市、越前市、越前町、おおい町

※仲介する宅地建物取引業者が(公社)福井県宅地建物取引業協会の会員である場合、また、協会会員が補助対象者となる場合も、協会の補助（上限 25,000 円）を申し込むと、市町の補助金と合わせて、**最大 60,000 円**の補助金がもらえます！

注意事項

○補助の申込については、各市町で受付を行います。

○補助制度の実施の有無や内容（申込手続き、補助率、補助上限額等）は各市町で異なる場合があります。必ず空き家診断の実施前に各市町担当課にご相談ください。

※(公社)福井県宅地建物取引業協会の補助申込は、協会で受付を行います。

問い合わせ先

●福井県土木部建築住宅課住まいづくりグループ ☎0776-20-0506

《当事業のHP》 <http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenchikuiyuutakuka/akiyashindan.html>

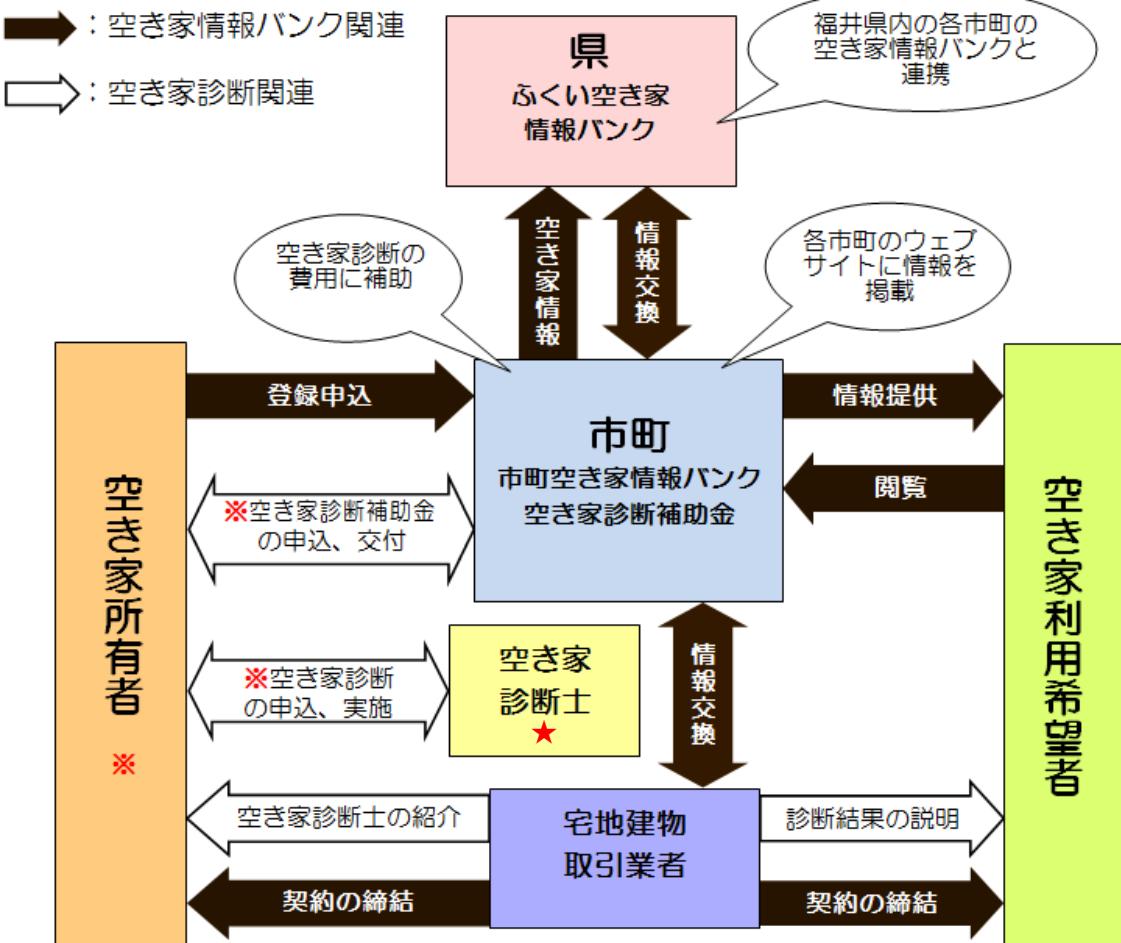
《ふくい空き家情報バンクのHP》 <http://info.pref.fukui.jp/kentiku/banku/>

※公益社団法人福井県宅地建物取引業協会 ☎0776-24-0680

空き家情報バンクについて

県と市町では、市場に出ていない空き家の有効活用や定住促進に役立つよう、売却・賃貸が可能な「空き家」の情報を集めたホームページ「空き家情報バンク」を整備し、誰でも県内の空き家情報を得られるようにしています。

空き家情報バンクと空き家診断の関係



※ 空き家購入予定者も空き家診断補助金を申込むことができます。

★ 県ホームページに県内事業者を掲載しています。 [福井県空き家診断事業者](#)

検索

【空き家情報バンク利用の流れ】

- ① 空き家所有者は市町に物件の登録申込を行います。
- ② 利用希望者はサイトを閲覧し、気に入った物件があれば、宅地建物取引業者に連絡します。
- ③ 所有者と利用希望者の双方が合意した場合、宅地建物取引業者の仲介のもと、契約が締結されます。

【空き家診断補助利用の流れ】

- ① 空き家診断補助を受ける場合は、診断士と契約する前に、市町に補助金の交付申請を行います。
〔空き家情報バンクに未登録の場合、バンクの登録も申込みを行います〕
- ② 市町からの交付決定を受け取った後、空き家診断士と契約し、診断結果の報告を受けます。
- ③ 診断費用領収書(写)と結果報告書(写)を添えて、市町に完了実績報告を行います。
- ④ (公社)宅地建物取引協会へ補助手続を行います。